

令和2年9月定例会 総括審査会

宮下雅志議員



委員	宮下雅志
所属会派 (質問日現在)	県民連合
定例会	令和2年9月
審査会開催日	令和2年10月6日(火)

宮下雅志委員

今日は、ウィズコロナの状況下における県政運営として、感染症対策及び経済対策について2人の部長とじっくり議論していく。まず、新型コロナウイルス感染症対策についてである。

新型コロナウイルスの感染拡大が世界的に広がる中、我が国においても国の緊急事態宣言が発出され、社会経済活動が自粛し停滞したことにより課題が相当深刻になっており、本県においても深刻な状況に陥っている。その中でも社会経済を動かしていかなければ、県民の健康とは逆に生活が完全に奪われてしまうため、感染拡大防止対策と社会経済対策の両立を目指したウィズコロナが政策の中心に据えられているが、非常に難しい局面に入ったと感じている。感染対策をしながら経済活動を回していくに当たり、県民に対して新しい生活様式の実践、いわば県民の自助を重ねて要請しているが、実効性ある対策を進めるためには県自らがその役割を明確にして県民あるいは関係団体と共にしっかりと感染対策に取り組む意思を示すことが必要だと考えている。

そこで、ウィズコロナの中で新型コロナウイルス感染症対策にどのように取り組んでいくのか。

保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症対策については、これまで感染予防のための啓発、正しい情報の発信、積極的疫学調査の実施による感染拡大の防止、PCR検査体制の拡充、入院病床の確保等に総合的に取り組んできたところであり、引き続き医師会や医療機関など関係機関と連携を密にし、感染症対策にしっかりと取り組んでいく。

宮下雅志委員

今の答弁の中における重要な点について何点か聞く。

まず、検査体制の強化についてである。感染拡大防止の中で検査体制を強化していくこと、検査数を増やしていくことが必要であると以前から言われており、それに異議を唱える人はそう多くないと感じている。国際的にも日本の検査数は非常に少ないと批判を受けていた中で、拡充が必要として進めてきたと思っている。

県は、これまでPCR検査の体制をどのように拡充してきたのか。

保健福祉部長

PCR検査等の体制については、これまで県衛生研究所での検査に加え、中核市保健所等での検査の実施、民間の検査機関への業務委託とその後の拡充により、現在1日当たり832検体を検査できる体制としてきた。

また、県医師会の協力の下、地域の身近な医療機関において抗原検査等にも対応できる体制を整備した。

宮下雅志委員

様々な切り口で体制強化してきたとのことだが、ウィズコロナの状況においては、検査体制をさらに拡充していくことが必要だと感じている。社会経済活動を進める一方で、感染防止対策をしっかりとって、感染者の隔離がある程度成功すれば安心して社会活動ができるとの逆の見方もあると思っている。

そこで、県は今後PCR検査等の体制をどのように拡充していくのか。

保健福祉部長

今後の検査体制の拡充については、県衛生研究所の検査機器を更新し、効率化を図るとともに、検査機器の整備を行う医療機関へ購入費用を補助し、地域で検査ができる医療機関の増加を図っていく。

また、民間検査機関との検査数の増加に向けた調整や、抗原検査等を実施する身近な医療機関の増加についても、引き続き取り組んでいく。

宮下雅志委員

民間を含めて検査体制が確実に拡充していく中で、ウィズコロナの状況の下では、検査の対象者の範囲も広げていく必要があると感じている。陽性者を捕捉し隔離することが安全性を高め、安心につながる図式になっていくと感じている。

今は症状がある方が病院に行って医師の判断で検査をする、あるいは疫学調査に基づいて保健所が判断するなど、陽性者の聞き取りによる濃厚接触者の検査を中心に進められていると思うが、聞き取りには記憶の限界があると思う。先日、相馬市で濃厚接触者と認定されなかった方が自らの申出で検査して陽性になった事例があった。職場の同僚あるいは周囲の関係者等の申出も柔軟に考慮する必要があると感じている。

今後インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の検査を同時に行う集合契約締結に向け医療機関を募集していくとの話もあるが、そのような中で検査の拡充や対象者の範囲の拡大が今後必要になると思う。

検査対象者の基準について、柔軟な運用を図るべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

検査の対象者については、帰国者・接触者相談センターへの相談者で感染疑いのある方や、積極的疫学調査で濃厚接触者と判断された方のほか、施設や地域における感染状況を踏まえ、医師が検査の必要があると判断した場合には、無症状者も含め広く検査対象としている。今後とも必要な方に検査を実施することで、感染拡大防止に努めていく。

宮下雅志委員

申出のあった方や無症状者も検査の対象にするとのことであるが、これから例えば、社会経済活動を回していく中で、例えば先日行われた全米オープンテニスの車椅子部門で金メダルを獲得した国枝慎吾選手は、選手村に入ってから第1回戦に出るまで3回のPCR検査を受けたとのことである。PCR検査は安全を担保するものではないとの議論もあるが、物事をなすときに、感染していない可能性を高めていくには複数回の検査により安心感を得ることも必要だと思うため、その辺について前向きに検討して柔軟な対応を図るよう願う。

検査の入り口という点から見ると、接触確認アプリCOCOAによる接触確認も非常に重要であると感じている。本県においても、COCOAにおいて接触の可能性があると検査したところ、陽性が判明したケースがあったようだが、現在利用者が非常に少ないと言われている。本県でも検査の入り口の一つとして有効な手段であるとするれば、COCOAの利用者が増加する取組が重要だと考えている。

そこで、県は国の新型コロナウイルス接触確認アプリ、いわゆるCOCOAの利用者を増やすため、どのような取組を行っているのか。

保健福祉部長

いわゆるCOCOAは、感染拡大防止につながる有効なツールであることから、県内民放テレビ局のCMをはじめ様々な広報媒体を用いた情報発信や、大規模イベントの主催者等に依頼している事前相談などを通じて利用を求めているとこ

るであり、今後とも利用者拡大に向けて取組を進めていく。

宮下雅志委員

検査の間口を広げ、柔軟に対象者を広げていくためにしっかりと進めるよう願う。

続いて、感知情報の提供について聞く。先ほど情報の提供は非常に重要な県の役割であるとの認識が示されたが、県の感知情報の提供の在り方については、批判を含めて様々な意見が私のところにも寄せられている。

その中で県の認識が重要だと思うが、感染者情報の公表の意義について、県はどのように考えているか。

保健福祉部長

感染者の情報を含め、感染症に関する情報を公表することは、正しい情報により県民の不安を軽減し、感染症を蔓延させないための適切な行動を取れるようにするため必要なことであると認識している。

宮下雅志委員

まさにそこが意義だと思う。個人のプライバシーの保護については先ほどから議論されているが、感染者が誹謗中傷や批判の対象になることは絶対に避けなければならない事態である。一方で部長が述べたとおり、公表の意義については不安の軽減や行動の基準になることから非常に重要な切り口である。この2つの非常に難しい課題を解決していかなければならないが、これは基本的人権と公共の福祉という究極かつ重い論点であると思う。

県は感染者の情報をどのような考え方で公表しているか。

保健福祉部長

感染者の情報の公表に当たっては、県民の健康への影響、不安の軽減、風評被害等を総合的に勘案するとともに、患者等の人権を尊重し、個人情報に留意した上で行う必要があると考えている。なお、不特定多数の人に感染するおそれがある場合は、行動歴や施設名等を積極的に公表するとしている。

引き続き、感染防止対策上の必要性や影響を個別に検討、判断しながら実施していく。

宮下雅志委員

不特定多数への感染のリスクに対しては非常に難しい対応であるが、積極的に公表を行っていかなければならないと思う。感染者の誹謗中傷は絶対駄目であるが、情報が分かりにくいと臆測や風評につながり、その被害が相当ひどく出ることがあると思う。先日南相馬市からも情報提供について要望があったが、県民にとって感染経路や感染形態は非常に関心があり、自らの行動を規制したり行動の基準にするためには絶対に必要である。

また、発表の際に「現在調査中で分からない」ということがずっと分からないままで終わってしまっているため、分かった時点で公表する仕組みが必要であると感じている。個人の特定や誹謗中傷につながる形で行動の判断材料となり、意味のある情報提供の在り方を考えるべきである。

県民が感染防止のための行動を取れるよう、感染に関する情報提供の内容に工夫が必要だと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

情報提供内容については、感染者の基本的な情報に加え、市町村別、年代別の発生状況や感染者数の推移など、感染症に関する情報を整理し、傾向が分かる形で公表してきた。

今後は、分析結果の公表に当たって、感染経路に関する情報なども含め、県民が適切な感染予防対策を取るために必要な情報を分かりやすく提供するよう努めていく。

宮下雅志委員

ぜひそのように進めるよう願う。

続いて、地域医療の確保についてである。

会津医療センターでクラスターが発生したが、報道によると外来診療から感染が拡大したのではないかとわれ、無警

戒だったとのことである。クラスターの発生により新規の入院をストップし、外来診療を休診している。明日から診療を再開するとのことであるが、地域医療に対する影響は相当大きいと感じている。

そこで、会津医療センターでの院内感染を受けて、患者への対応及び会津地域での医療体制の確保にどのように取り組んでいるのか。

保健福祉部長

会津医療センターでは、院内感染発生時には市内の病院で協力することを申し合わせており、今回新規の入院や外来診療は休止し、再診や処方箋の発行は電話で対応を行い、透析や救急等の患者については地域内の協力病院で受け入れているところである。

今後も、会津保健所が中心となって、医療機関の間での情報共有や連携体制の強化を図り、医療提供体制の確保に取り組んでいく。

宮下雅志委員

今回の院内感染は会津医療センターだけの問題ではなく、他の地域や病院でも起こり得る可能性があると思う。

部長が述べたとおり、会津地域の場合は比較的大きな病院が複数あるため受入れについてそれほど深刻な問題にならなかったと感じているが、県内の医療圏によっては、一つの病院においてクラスターが発生することにより、地域医療に相当深刻なダメージを与えることも考えられる。

そこで、県は院内感染発生時の各圏域における医療体制の構築にどのように取り組んでいくのか。

保健福祉部長

これまで、2次医療圏域ごとに、病院や医師会、消防本部、市町村、保健所等が参加する地域医療調整地方本部会議を設置し、地域の実情に応じて、感染症に関する医療体制構築に取り組んできた。

今後は、感染事例を踏まえ、院内感染が発生した際の連携体制について検討するなど、各圏域における医療体制構築にしっかりと取り組んでいく。

宮下雅志委員

次に、経済対策として中小企業の金融支援について聞く。

言うまでもなく、新型コロナウイルス感染症による経済へのダメージは本県においても非常に甚大なものであり、飲食業あるいは観光関連、製造業、建設業に至るまで幅広い影響が出ている。

国はこれまで持続化給付金や実質無利子型の貸付け等の緊急的な対応を行ってきた。委員会でも確認したが、実質無利子型の貸付けについて、本県では9月25日現在で1万3,095件、2,158億円が融資実績となっている。

一方で、ウィズコロナの状況の中でしっかりと需要喚起していかなければならず、本県においても宿泊券あるいは商品券の発行を行ってきた。それに対し、委員会の議論では、課題はあるものの一定の効果が見られているとの答弁があった。

地域経済回復のためには、中小企業の事業承継が絶対の条件だと思っている。需要喚起策が効果を発揮して元の状態に戻ればよいが、そこまでかなり時間がかかると感じている。そのような状況の中、無利子型の貸付けでも金融機関から当初の貸付けは月商の3か月分との基準が示された。雇用調整助成金は12月まで延長したがそこでストップし、借入れが起きた当時から3、4か月で相当の企業が資金不足に陥る懸念がある。今定例会でも融資枠は県において拡大しているとのことだったが、問題は、各企業自体の枠を緊急時の特別な対応として別枠で増やしていかなければ借りられる可能性がないことである。その辺を踏まえて緊急事態としてしっかりと対応していかなければならないと感じている。

そこで、県は新型コロナウイルス感染症により甚大な被害を受けた中小企業者への金融支援にどのように取り組んでいくのか。

商工労働部長

3月には本県独自の融資制度を創設したが、新型コロナウイルスの影響がさらに拡大していったことから、5月に実質無利子型の制度をスタートさせ、事業者への融資の迅速性、利便性を高めるとともに、その後の利用者数の推移に合わせて、融資枠拡大や融資上限額の引上げも行ってきた。

今後とも、県内経済の動きや事業者の状況をしっかりと見極め、金融機関等と連携して必要な支援策を展開していく。

宮下雅志委員

恐らく非常に厳しい状況が年内に現出すると認識しているため、その辺をしっかりと見極めるよう願う。

新型コロナウイルス感染症に伴う被害は相当長期化する可能性があるため、事業者にとしっかりと資金繰り支援を行った上で、新しい生活様式による業態転換を含め頑張る企業へ支援することが必要である。企業もこの状況で変わらなければならぬと認識しているため、そのような積極的に前向きに変わろうとしている企業に対してはしっかりと支援していくことも非常に重要な切り口であると思う。

ウィズコロナの中で、地域の経済を今後どのように振興していくのか、部長の考えを聞く。

商工労働部長

ウィズコロナ、すなわち新型コロナウイルス感染症との共存がこれから必要になってくる。生産、消費、投資のいかなる経済活動を行う上でも徹底した感染防止対策が不可欠であり、それを前提としながら経済回復に向けた取組を進めていかなければならないと考えている。

こうした中、企業活動をしっかりと維持していくためには融資制度が重要であると考えており、既に全国知事会と連携して実質無利子型資金の申込期間の延長や融資限度額の引上げを国に要望している。加えて、県においては、支援の枠を拡大し、事業承継を含めた新型コロナウイルス感染症への対応として商工会等による伴走型支援を進めているが、きめ細かな相談や指導と併せて縮小した経済に息を吹き込むための需要喚起策を継続しながら、これらの様々な対策を組み合わせることで取り進むことによって県内経済の再生に向けて力を尽くしていく。

宮下雅志委員

最後に、感染症対策のための体制強化について聞く。

ウィズコロナの状況下では非常に難しい対応を迫られるが、今後インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行の懸念がある中で、集合契約等による同時検査への対応が今後の感染対策の中で必要になってくる。かかりつけ医あるいは保健所からの電話により対応していくと思うが、検査数が相当増えるため、相当の混乱も予想される。その中で、対策本部の機能を改めてしっかりと再構築していく必要があるのではないか。現在、保健福祉部の現場に相当負担がかかっていると思う。

そこで、新型コロナウイルス感染症対策のための体制を強化すべきと思うが、県の考えを聞く。

保健福祉部長

本年1月に知事を本部長として設置した対策本部の下、部局横断的な事務局体制を取り、各部局の取組も共有しながら感染拡大防止対策と社会経済活動の維持回復の両立に取り組んできた。

今後も様々な課題に適切に対応するため、関係機関との連携をさらに強めるとともに、部局連携して必要な機能を充実させ、全庁一丸となって対応していく。

宮下雅志委員

緊急事態との認識を強く持って、引き続き対策に取り組むよう願う。